

2026年度 2027年国際園芸博覧会 専用水道等管理業務委託仕様書

1 総則

適用範囲

(1) 本業務説明資料は「2026年度2027年国際園芸博覧会 専用水道等管理業務委託」(以下、「本業務」という。)に適用する。

(2) 準則

本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか2027年国際園芸博覧会協会(以下、「協会」という。)の契約規定、委託契約約款及び電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項を遵守することとする。

(3) 件名

2026年度 2027年国際園芸博覧会 専用水道等管理業務委託

(4) 履行期限

契約締結日から2027年12月28日(火)まで

※本業務は、2026年度から2027年度(会期中の維持管理、会期中、撤去解体含む)まで継続する予定である。

(5) 履行場所

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会事務所・会場

2 業務の概要

国際園芸博覧会は、国際的な園芸文化の普及や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決等への貢献を目的に開催されるものである。神奈川県横浜市における国際園芸博覧会は、2027年に旧上瀬谷通信施設において開催することについて、2020年3月に国際園芸家協会(AIPH)から正式承認され、2022年11月には博覧会国際事務局(BIE)の認定を受けた。

本業務では、国際園芸博覧会会場に給水している水道施設を水道法に基づき維持管理を適切に行うこと。また給水する水の水質管理及びその利用を適切に行うことを目的とする。

3 業務内容

発注者と受注者との間における、発注者が指示する水道施設の維持及び運用に関する維持管理に係る業務(以下、「水道管理業務」という。)の委託内容は、次のとおりとする。

(1) 契約対象受水槽・配水設備の概要

別紙のとおりとする。

(2) 給水施設及び流れなどの水施設管理・運用

ア 会場内に給水している水道施設の維持管理を適切に行うこと。また給水する水の水質管理及びその利用を適切に行うこと。

イ 園芸博覧会会場の上水道施設については水道法に基づく専用水道等にあたるため、指定管理者は、「横浜市 専用水道の手引き(医療局生活衛生課)」に基づき水道技術管理者を選定し、水質検査や日常点検など専用水道として必要な業務を実施すること。

また水質検査結果等、「横浜市 専用水道の手引き(医療局生活衛生課)」に定められた報告書類を福祉保健センターに提出すること。

業務の履行にあたっては専用水道として水道事業に関する実施体制を確保するとともに給水する水が人の健康を害するおそれがあることを知った時は、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

なお業務の内容について疑義が生じた場合、発注者と受注者で協議して定めるものとし、「専用水道」の管理体制を変更せざる得ない状況が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上、変更のために必要な措置を講じるものとする。

(3) 法定点検設備

ア 上水設備

受水槽① 280m³(14基連結) 中央工区 専用水道施設

受水槽②	160m ³ (8基連結)	中央工区	専用水道施設
受水槽③	300m ³ (15基連結)	中央工区	専用水道施設
受水槽④	120m ³ (6基連結)	中央工区	簡易専用水道
受水槽⑤	300m ³ (15基連結)	中央工区	専用水道施設
受水槽⑥	120m ³ (6基連結)	中央工区	簡易専用水道
受水槽⑦	120m ³ (6基連結)	東工区	簡易専用水道
受水槽⑧	100m ³ (5基連結)	東工区	簡易専用水道

イ 専用水道及び簡易専用水道に関する管理業務

協会の上水道施設は、水道法に基づく専用水道及び簡易専用水道に該当するため、受注者は次に掲げる管理業務を行うものとする。

なお、専用水道に係る業務については、「横浜市専用水道の手引き（医療局生活衛生課）」に基づき実施するものとする。

(ア) 専用水道に関する管理業務

- ・水道技術管理業務 15か月
なお、専用水道4基に係る水道技術管理業務については、関係法令を満たす範囲において、同一の者を水道技術管理者として選任できるものとする。
- ・月次水質検査 9項目 年8回
- ・隔月水質検査 52項目 年4回
- ・業務従事者の健康診断 年2回
- ・巡視点検 年12回

(イ) 簡易専用水道に関する管理業務

- ・法定検査（水質検査）11項目 年1回
法定検査は受水槽⑦のみとする。
- ・巡視点検 年12回

※専用水道に要する各種水質検査は水道法施行規則第15条に基づくものとする。

※簡易専用水道に要する各種水質検査は水道法施行規則第34条に基づくものとする。

※本業務には関係機関への届出・報告書類の作成、提出を含むものとする。

※専用水道として水道事業に関する実施体制を確保するとともに、給水する人の健康を害するおそれがあることを知ったときは直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(4) 水道管理業務担当者等の資格等

管理業務担当者等の資格等については、次のア～ウのとおりとする。

- ア 受注者は、管理業務担当者等として、水道法に適合する者をあてるものとする。
- イ 受注者は、病気その他やむを得ない場合、他の水道法に適合する者に、管理業務の代行又は一部を実施させることができるものとする。
- ウ 管理業務担当者等は、必要に応じ補助者を同行し、管理業務の実施を補助させることができるものとする。

(5) 損害賠償

- ア 受注者の故意又は過失により発注者に対して損害を与えた場合は、受注者は損害賠償の責任を負わなければならない。ただし、受注者の責に帰することのできない事由による時は、この限りではない。
- イ 受注者が保険契約を締結している場合、受注者の発注者に対する損害賠償額は、受注者が加入している保険契約に基づき保険会社から給付される金額とする。

(6) 機密の保持

受注者は、業務上知り得た甲の機密を他に漏らしてはならない。

(7) 契約事項の解釈等

契約事項の解釈について疑義を生じた時、又はこの契約に定めのない事項については、発注者と受注者は誠意を持って協議するものとする。

(8) その他

- ア 駐車場、トイレ等の設備利用については、発注者の許可を得ること。
発注者は受注者が駐車場を無料で使えるようにすること。
- イ 電気、ガス、水道等の使用は施設管理担当者の許可を得ること。
- ウ 敷地内は禁煙とする。
- エ 工事立ち合いにおける作業時間は1回あたり8時間までとし、作業時間が16時間を下回る場合は、2回計上とすること。

(9) 遵守事項

禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者を派遣しないこと。

4 報告書とりまとめ

本委託における各種業務報告書を取りまとめること。報告書のまとめ方については、発注者の指示に従うこと。

5 成果品

- (1) 報告書：A4判・ドッジファイル製本 1部
- (2) 報告書及び業務で作成した資料の電子データ（CD-R 又は DVD-R 格納）：正・副1部（Microsoft Office により編集可能なデータも併せて格納すること）
- (3) その他、調査・検討過程の資料で委託者が必要と認めるもの

6 参考資料等

(1) 関係規則等

- ・AIPH 規則（AIPH Regulations for Category A1 World Horticultural Exhibitions）
- ・コンペティションガイドライン（Annex VII – Competition Guidelines）
- ・コンペティション規則 テンプレート（TEMPLATE FOR THE :

COMPETITION

REGULATIONS FOR INTERNATIONAL COMPETITIONS OF THE INTERNATIONAL HORTICULTURAL EXHIBITIONS)

- ・過去に開催した並びに近年開催予定の国際園芸博覧会、国際博覧会関係規則
- ・General Regulations of the International Horticultural Expo 「Expo 2022 Floriade Almere, The Netherlands」、Special Regulations

(2) 参考 HP 公表資料

- ・公益財団法人 2027 年国際園芸博覧会協会 公式ウェブサイト
<https://expo2027yokohama.or.jp/>
- ・国際園芸博覧会の招致（横浜市 HP）
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/shochi/top.html>
- ・旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（横浜市 HP）
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukurikankyo/toshiseibi/jokyo/sonota/kamiseya/kamiseysa.html>
- ・国際園芸博覧会検討会（農林水産省・国土交通省共管）
https://www.maff.go.jp/j/seisan/kaki/flower/f_yokohama/yokohamahaku.html

(3) その他国際園芸博覧会・関係規則等規則関係の更新に注意すること。

7 その他

- ・業務の実施に関しては、委託者と協議の上、業務実施計画を策定し、業務を実施する組織体制と併せて提出すること。
- ・受託者が本業務を実施するにあたり生じた諸事故や第三者に与えた損害等については、受託者が一切の責任を負うとともに、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うこと。
- ・受託者は、常に委託者と密接に連携を図り、委託者の意図について熟知のうえ作業に着手し、効率的な業務の実施に努めなければならない。
- ・受託者は、本業務の実施にあたり、協会等が発注する他の業務等と関連する内容については他業務の受託者等と連携して行うこと。

- ・受託者が協会の所有する書籍や報告書類等を借り受け、これを紛失又は破損した場合、受託者の責任においてこれを修繕、若しくは補償すること。
- ・仕様書に定められていない事項や業務内容に疑義を生じた場合、並びに、業務上重要な事項の選定については、あらかじめ委託者と打ち合わせを行い、その指示又は承認を受けること。
- ・受託者が、本業務に関して個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては、「個人情報取扱特記事項」第12条に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出すること。
- ・受託者は、「持続可能性に関する特記事項」に基づき、「持続可能性に配慮した調達コード」を遵守すること。
https://expo2027yokohama.or.jp/news/news_20240118/
- ・受託者は、この契約に基づき電子計算機処理等の事務を行う場合には、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守すること。
- ・成果品については、協会に帰属する。
- ・本業務を通じて知り得た情報について、受託者は守秘義務を負うこととし、委託者の許可なく使用することがないようにすること。